

(別記 2)

輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

第 1 取組の概要

本取組においては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に位置付けられた農林水産物・食品の輸出額目標の達成に資する、国産畜産物の輸出拡大に必要な輸出対応型の畜産物処理加工施設の整備を実施できるものとする。

第 2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 別紙様式第 6 号により当該事業で導入する畜産物処理加工施設を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること。
- (2) 畜産物処理加工施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (3) 畜産物処理加工施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の畜産物処理加工施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (4) 畜産物処理加工施設の整備に当たっては、産地の育成に資する最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 施設の整備を予定する産地で十分調整を行うとともに、運営については、産地の意向が反映されるよう努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、畜産物処理加工施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、検討を行うものとする。
- (5) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として畜産物処理加工施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
 - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5 名以上とする。
 - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出され

る額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(6) 事業実施主体は、整備する畜産物処理加工施設について、輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、海外での販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

(7) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

ア HACCP等認定(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は国際基準に整合している認証等をいう。)の取得

イ ハラル認証(イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラル認定マークが表示された食品を製造する施設として、ハラル認証を行う機関が行う認証をいう。)の取得

ウ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の導入等

(8) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。その際、商品・製品等を対象に補償する保険制度への加入について十分に検討すること。なお、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

第3 事業実施主体

(1) 農業者の組織する団体又は事業協同組合若しくは事業協同組合連合会が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

(2) 要綱別表の事業内容欄の2の事業の事業実施主体欄の(6)の「畜産局長が別に定める民間事業者」は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

イ 施設の利用料金が、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(3) 要綱別表の事業内容欄の2の事業の事業実施主体欄の(8)の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であ

って、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体